

「雑誌・本等の掲載論文」単位認定基準

論文執筆による取得単位については、概要を示したうえで、認定更新申請時の個別審査により可否を判定してきましたが、「単位取得見込みを早く知りたい」というご相談が寄せられること、また、単位付与できない内容の申告が散見されることから、認定基準を開示することにしました。

【1】 掲載媒体

- ・ 学会誌以外の雑誌（商業誌等）、学術書以外の書籍も対象とするが、医療者向けの媒体に限り、一般市民や患者向けのものは原則として対象外とする。
- ・ 書籍・雑誌（電子書籍・オンラインジャーナル含む）以外の媒体（新聞・広報紙・ネットメディア等）は対象外とする。
- ・ 一般に公開されていないものは対象外とする。

【2】 内容

- ・ 論文ではない著作（記事・依頼原稿等）も容認するが、第1群（各専門領域）・第2群に関する学術的な内容に限る。
- ・ 自身が執筆していないもの（執筆協力や取材協力等にとどまるもの）は対象外とする。

【3】 研修単位付与基準（著作1点の考え方）

- ・ 原則として、雑誌掲載論文は1本、書籍は1冊ごとに可否を判断する。
- ・ 雑誌等の特集・連載シリーズ等の一部の項目の執筆を担当した場合は、「担当項目の筆頭著者」ではなく「当該特集記事の共著者」として取り扱う。
- ・ 教科書・参考書等の一部の項目の執筆を担当した場合は、「担当項目の筆頭著者」ではなく「書籍の共著者」として取り扱う。
- ・ 筆頭著者、あるいは単独で執筆したものであっても、質／量面から「共著者相当」として単位付与する場合がある。
- ・ 同一もしくは類似のテーマの記事を複数の媒体に掲載した場合、総合的に判断する場合がある。

以上